

大情個審答申第13号

平成25年2月27日

大津市長 越 直 美 様

大津市情報公開・個人情報保護審査会

会長 駒 林 良 則

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項等について（答申）

平成24年8月3日付け大健保予第447号で諮問のありましたことについて、審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、今回適当と認めた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められ、個人情報の取扱いについて万全の保護措置を図られるよう要請します。

記

1 電子計算機等の結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（条例第13条第1項関係）について

諮問された事項については、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断され、妥当なものと認められる。

電子計算機等の結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項

(条例第13条第1項関係)

システム等の名称 (所管課)	提供する個人情報	提供先	電子計算機等の結合による提供制限の例外を認める理由
厚生労働省が構築した感染症サーベイランスシステム (保健予防課)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に規定する患者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項及び同法第13条第1項に規定する動物の所有者等の氏名その他厚生労働省令で定める事項並びに同法第15条第1項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果	国及び都道府県並びに保健所を設置する市	<p>感染症サーベイランスシステムは、厚生労働省所管の感染症発生動向調査事業に係るシステムであって、大津市は、平成21年4月の中核市への移行に伴う大津市保健所の開設に当たって、滋賀県からその業務を引き継いだ。このシステムは、医療機関からの届出や保健所の調査等の結果といった感染症の発生動向に関する情報を、国及び都道府県に迅速に提供することによって、感染症のまん延防止のために的確な施策を講じることができるようにすることを目的としたものである。</p> <p>また、複数保健所の管轄エリアにまたがる集団発生事例における全体像の把握や類似症例の確認による早期発見、あるいは、患者の転出入（転院）に伴う情報交換の迅速化を目的として、保健所間でのデータ閲覧を可能とするシステム改修が行われ、平成24年4月以降、システムアドミニストレータである都道府県がアクセスを許可することにより、相互に閲覧ができることとなった。</p> <p>回線については、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである「行政総合ネットワーク（LGWAN）」を介して、国の各省庁のLANを結ぶ「霞が関WAN」と接続するものであり、また、提供する個人情報を取扱う者は、IDを付与された感染症担当者のみに限定されており、ID及びパスワードは厳重に管理され、使用するパスワードは一定期間経過すると変更しなければロ</p>

		<p>グインできなくなるなどシステムの構築及び運営上の措置によって情報管理が徹底されている。</p> <p>以上のことから、本件諮問に係る電子計算機器等の結合による保有個人情報の提供については、これまでから行われてきた国、県への提供に加えて、保健所への提供についても、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる。</p> <p>なお、本件業務に係る個人情報取扱事務登録簿には、その備考欄に他の保健所との相互閲覧が可能となっていることなどシステムの仕組みを説明として付記することが望ましい。</p> <p>最後に、平成21年4月に滋賀県から当該業務の移管を受けた際に、大津市個人情報保護条例に基づいた取扱いがなされるべきであったところ、審査会への諮問が遅れたことについては、今後このようなことがないように職員への指導を徹底されたい。</p>
--	--	---